

食品の表示に関する共同会議報告書「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」(案) への意見・情報と回答(案)

1. 意見・情報の募集手続の概要

- (1) 募集期間：平成21年7月11日～平成21年8月10日
- (2) 告知方法：農林水産省ホームページ、電子政府の総合窓口 (e-Gov) ホームページ
- (3) 意見提出方法：インターネットによる提出、郵送、ファックス

2. 提出意見総数：58通

(内訳)

個人(農業)	3通
農業団体	4通
製造業	10通
製造業団体	16通
卸売・小売業団体	2通
個人	15通
生協	3通
消費者団体	3通
県	2通

3. 意見・情報と回答(案)

詳細は別紙のとおり。

報告書（案）に寄せられた御意見等の概要と回答（案）

（別紙）

御意見等の概要	具体的な御意見等の抜粋	回答（案）
I はじめに		
<p>ア 加工食品の原料原産地表示の義務化拡大を求める</p>	<p>加工食品の表示については、消費者の消費選択に資するように、原料原産地表示をすべきである。</p> <p>消費者が加工食品を選択する際には、包装表示が大きな情報源となっており、原料原産地に関する情報もまた、開示を求められてきており、こうした時代の要請、流れに即した対応をすべきであると考えます。</p> <p>包装表示の情報量の限界、表示コストなどが問題になっているようだが、だからといって、消費者に得体のしれない食品を提供してよいということにはならず、さらに言えば、それを言い訳に消費者に情報を開示しないことはあまりにも不適切な対応であると考えます。（個人（農業））</p> <p>多くの消費者が「できるだけ国産のものを食べたい」「遺伝子組み換えのものは食べたくない」と意思表示していることを踏まえ、消費者が判断・選択して納得して購入できることを推進するしくみにしていくべきと考えます。そのことが、消費者が国内生産を支え、先進国最低という食料自給率の向上にもつながるものと認識しています。</p> <p>そのためには、現在20食品群・4品目以外の加工食品に対しても原料原産地表示を義務化するという大枠での方向性については賛成します。</p> <p>また、これまで、商品の品質に関わる表示のしくみだったことに加え、「消費者の商品選択に資する」という視点が盛り込まれたことも歓迎します。（生活協同組合）</p> <p>全加工食品の原料産地表示義務化に向けて検討願います。（個人）</p> <p>加工食品の原材料の原産地は、消費者が適切な商品選択を行う上で重要な情報であり、食品安全基本法の基本理念にあるとおり、「食品の安全性の確保に必要な措置が講じられること」つまり、必要な施策と総合的に策定、実施することは国の責務です。今回、加工食品の原材料に関する表示義務を一步進めることに関しては評価したいと思います。</p> <p>しかし、一方では、今回の考え方は実現性にこだわって事業者の配慮に重きをおいた印象を受けます。食の安全は消費者のいのちに直結する問題であり、国の安全保障にかかわる問題でもあります。その意味では、消費者の安全を守ることを第一義とし、より踏み込んだ表示制度を導入する必要があると考えます。（個人）</p> <p>原産地・加工地共に「全表示」をしていただきたい。</p> <p>理由：グローバル化に伴い様々な国の食品が流通するようになりました。各国の作付け基準・方法や生産過程などお国柄でずいぶん日本とは異なっている情報が多々報道されており、原産国・地や加工地へ大変関心の高い昨今です。様々な検討をさせていただいているようですが、私はやはり基本は「全表示」ではないかと常々思ってお</p>	<p>JAS法の品質表示基準は、消費者が品質の差を識別して選択できるようにするものです。加工食品の原料原産地表示は、この品質表示基準の一項目として検討することが必要です。</p> <p>一方で、原料原産地情報は、食品の履歴を知る一助になることから、消費者の食品に対する安心感を得ることができるという意見も多いです。</p> <p>なお、原料原産地表示は、食品の安全性を示すものではありません。</p>

	<p>ります。表示によるコスト高が懸念されているようですが、「安心」を確保するためには消費者も相応の負担を追うべきと考えていますし、生産者に表示義務を課することは生産責任を果たす上で当然要求すべき点だと思います。度々変更するので記載ミスや混雑を避ける一のは生産者責任を緩めるということであり、はなはだ承諾しがたい事態と思います。そもそも記入ミスが起きるほど混乱する原料調達地変更自体、材料の安全確認が損なわれる原因にも成りかねず、そういった意味でも「安全な材料の確保」について根本から指導を強化していただきたい一と思っております。</p> <p>(個人)</p>
<p>イ 加工食品の原料原産地表示の義務化拡大を求めない</p>	<p>原料原産地表示は任意の表示が好ましいと思います。それぞれの加工食品業界に任せることをお願いしたい。</p> <p>報告書は時間をかけて取りまとめているだけに、表示ありきといった考えで、よくまとまっています。</p> <p>しかし、原料原産地表示の義務表示は反対です。</p> <p>理由としては、相変わらず産地の偽装表示が絶えません。だからといって、原料原産地表示を表示の方法論ではなく、義務表示化することによって、更に、違反者が増加するのではないのでしょうか。そのことは、報告書を見ても、どの表示方法が良いのか、未だ決定できないことから察します。</p> <p>次に、義務表示化しなくても、既に、虚偽表示として原料原産地表示違反に対して罰則が厳しくなっているからです。</p> <p>それでは、いかなる表示等方法がよろしいのかとなると、当業界は100%中小零細企業です。包装袋を作成するのにもコストを考え、数年分を一挙に作成します。従って、自然によって作物のできふできに左右され、その都度、原料原産地表示を訂正する（大括り表示であっても）ことは経営に直接関係します。</p> <p>むしろ、表示ありきではなく、この機会に情報公開の一環として、加工食品業界個々に原料原産地表示に関する情報提供のガイドライン等の作成について、取り組ませよう進めていただければと考えます。過剰的に進む表示は、零細企業が多い食品業界にとって、その多くの企業は、現状の義務表示について真面目に法令遵守していることを考慮していただき、これ以上の義務表示を科せることは、表示で廃業に追い込まれることも憂慮されます。</p> <p>どうぞ、義務表示ではなく、とりまとめ報告書を参考に各業界が任意に表示できるよう特段のご配慮をお願いします。(製造業団体)</p> <p>新たな表示方法3つ（可能性表示、大括り表示、輸入中間加工品の原材料表示）のどれも、消費者も事業者も満足できる方法ではないように思われます。</p> <p>私達事業者としては、消費者に誤解を与えることなく正確な情報を与えるのが一番です。それを商品の小さな表示で行う事が可能であるのであれば、これ以上のことはありませんが、デメリットがある以上、誤解を招くようであれば、表示を義務つける必要は無いと思われま</p>

す。

ホームページや2次元コードでの公開や問い合わせなど、消費者が必要とされる時に提示できる状態にしておくのが大切なのではないかと考えられます。(製造業)

JAS法では、品質に関する適正な表示を行なわせることにより、一般消費者の商品選択に資することが目的とされておりますが、国際的には、加工食品の原材料に関する原産地表示の一般的なルールはなく、我が国のように広範に義務付けている国は見当たらない。

また、輸入加工食品には表示の義務付けがなく、国内で生産された加工食品にのみ表示を義務付けることは、国際的に見ていびつなものになっており、逆に消費者には不利益なものとなります。国内で販売する全ての加工食品について義務付けるのであればやむを得ないと考える。

現在、農林水産省による「加工食品に係る原料原産地情報の積極的な提供について(通知)」(平成20年3月19日付)による事業者の自主的な取組として、お客様相談窓口、ホームページ等を通じた情報提供により対応しており、この取組を更に強化推進することで対応できるのではないかと考えます。(製造業団体)

既に何度も議論されているように、一般的に加工食品は最終製品の品質安定化やリスク分散等のために、複数の原産地の原料を状況に応じて切り替え及び混合して使用することがあります。

従って、今後の原料原産地表示については加工食品に義務付けるのではなく、食品事業者が自主的、主体的に取組むべき課題であると考えます。(製造業)

義務化については、現行の20品目を拡大する必要はないと考えるし、品目を拡大する場合は従来の方法で決めていけば良いと考えます。義務化以外の品目は、任意表示で構わないと考えます。(製造業団体)

原料原産地表示の義務対象品目は現在の20食品群+個別品質表示基準で示された4品目だけで十分で拡大は、必要ないと考えます。仮に、拡大するにしても、要件Iから、加工度の高いものは必要ないと考えます。(製造業団体)

原産地表示について一番の問題点は、より美味しい商品を作るために、その年や時期によって加工食品の原料を変えていることです。これにより、原料そのものの原産地に相違があるため、その都度包材にも記載していかなければなりません。この費用は誰が負担していただけるのでしょうか？無駄な包材類があふれ、環境問題に繋がります。原産地表示をすることでその国の差別的な論争と評価をも生む原因となります。それよりも安全な食品を生み出す仕組み作りに特化すべきです。原産地を表記してそれを見た国民の何に期待しているのですか？(個人)

加工食品における原料原産地表示については、以下の課題等があることから、一律に義務付けることは、慎重にご検討をいただきますようお願い致します。

① 原料原産地表示を広範に義務付けている国はなく(国際規格(Codex)で原料原産地

表示は表示すべき事項に入っていない。)、諸外国では原料原産地に関する情報を伝達する商慣行もないため、我が国食品製造事業者が取引相手先から原料原産地の情報を入手できない場合があること。また、日本向けの原材料のみに原料原産地情報を要求することとなる結果、原材料の調達に困難になる場合も想定されること。

- ② 加工食品は、最終製品の品質及び生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るため、原料の調達先・配合等を複数化し、かつ、頻繁に変更していること等から、原産地の変更と包材等の変更とのタイミングを一致させるための管理や複数種類の版の包材等の維持管理を完全に行うことは、事業者、特に多数の中小零細な食品製造事業者にとって、難しい問題であること。また、表示ミスが起こる可能性が格段に高まるとともに、包材ロスが相当の量になり、環境への負荷が増大することが懸念されること。
- ③ 穀物等の国際需給の構造的変化が著しい状況の下で、加工食品における原料原産地表示を義務付けるとすれば、産地の固定化など、我が国食品製造事業者の原料調達が制限され、企業活動は大きな制約を受けることになり、食品の安定供給に支障を生じる恐れがあること。(製造業団体)

- ・加工食品への原料原産地表示義務は、ラベル作成・更新に多大な費用と時間と人がかかります。又、ラベルの管理が煩雑になり間違えが発生しやすく、旧ラベルの廃棄も発生します。Codexでも原料原産地表示は義務化されておらず、輸入原料では原産地に関する情報入手が困難な場合が考えられます。
- ・原料調達事情により確定した原料原産地の情報を入手できない場合、又、原料原産地が随時変更及び追加される場合があります。この場合、原料原産地表示へ対応は困難です。
- ・原料は品質の安定及びコストの低減等のため、複数の原料を調達しています。原料調達事情及び製造計画等により、原料原産地の変更・追加等は随時あり、使用した原料の全ての原産地をラベル表示又はホームページ公開することは極めて困難です。
特に、使用した原料原産地に対応したラベルの作成・印刷には日時を要するため、事実上出来ない場合があります。ラベル改版が従来と比べて増加するため、表示ミスの可能性が増え、製品回収の可能性も増えます。又、旧ラベルの廃棄も多数発生し大きなコスト負担となります。(製造業)

加工食品は最終製品の品質及び、生産の安定、コストの低減、リスクの分散等を図るために原料の調達先・配合等を複数化し、かつ頻繁に変更している。このことから原料原産地の情報と包材の切り替えのタイミングを一致させることの管理や複数の包材の版を維持することは現実的には困難である。

加工食品の原料原産地を義務づけることは、産地の固定化につながり、生産リスクの分散ができず、企業活動は大きな制約を受け、安定供給に支障を生じる恐れがある。(製造業)

原料原産地表示は何のためのものか、この際明確に位置づける必要があるのではないか。

日本の食糧自給率は4割であり、6割は輸入している現状から外国産に頼らざるを得ない状況の中で、原料原産地を国別に表示する意味はどこにあるのか。

安心・安全を目的とするのであれば、食品の表示の問題ではなく、ましてや原料原産地の問題でもないはずである。外国産の食品が安全かどうかはその国がどこであるかの表示の問題ではなく、あくまで食品そのものが安全かどうかの確認をすることが重要なのではないか。原料原産地と表示に拘泥しすぎてはいないか。そこには特定の国の食品を忌避したいという単なる情緒的反応が存在するのではないか。

本当に食品の安全を確保するのであれば、表示の義務付けにばかりとられることなく、安全性の確保に注力すべきではないのか。どこの国の原材料であれ、安全ならば良いのではないか。(卸売・小売業団体)

II 原料原産地情報の表示方法について

1. 表示方法の検討

(2) 新たな表示方法の導入について

① 可能性表示について

ア 可能性表示を
求める

加工食品の原料原産地表示は、可能性表示を採用し、消費者の知る権利を優先してください。(消費者団体)

イ 可能性表示を
求めない

可能性表示としても新たな原産地が発生した場合の切り替えも大括り表示ほどではないが、発生する可能性がある。また、10数カ国を記載するスペースもないように思える(ラベラーの能力によっては文字数に限界がある)。(個人)

「切り替え産地を列挙する可能性表示については、「表示」方法としては導入することは不適切と考えられる。」の検討結果に賛同いたします。

一つ付け加えますと、消費者の優良誤認を招く可能性も心配いたします。例えば平成20年3月19日付けで発出されています推奨通知の(問4)には、「国産原料を使用した場合は、「又は」表示はできません。」と、優良誤認する可能性のある不適切な表示に関してわかりやすく解説されています。

この度の報告書案においても、当然ながら国産を含むか否かに関わらず、切り替え産地を列挙する表示方法には優良誤認する可能性が潜むと思慮される所であり、この旨に言及した解説も併記頂くと、不適切とされる検討結果の平仄が一層合うものと思慮いたします。(製造業)

可能性表示を表示方法として導入することには反対です。

(理由)

パッケージの表示はその製品と1体1の関係にあり、中身を正確に表す必要があります。可能性表示は、入っていないものを表示する可能性があり、表示としては不適切と考えます。

また、消費者にとってわかりにくい表示であり、表示の偽装で悪用されかねない表示方法

容器包装への表示については、その内容と食品の中身が一致している必要があります。このため、可能性表示は、容器包装への表示方法としては適切ではないと考えております。

また、直罰規定が設けられている表示を義務づける以上、規模を問わず全ての事業者が遵守可能なものでなければ制度の信頼性が確保できないことから、実行可能性を担保しなければならぬと考えております。

	<p>であると考えます。(消費者団体)</p> <p>果実飲料において本表示方法を採用した場合、表示スペースが際限なく広がり、また、消費者にとって実際に使用している原料原産地が何処なのかがかえって分かりにくくなると考えます。(製造業団体)</p> <p>可能性表示が可能になっても、原材料が多く、その原料原産地の可能性表示をするスペースがないので、表示が困難な加工品が多いと考えます。また、仮に表示しても見難くなり、消費者の利益にならない恐れもあると考えます。(製造業団体)</p> <p>メーカーからすれば実行可能性のあるものとなるが、表示内容と商品内容が異なることは、購入した商品がどの国の原材料が使用されているかを知りたい消費者の要望に応えきれない。(製造業)</p>	
② 大括り表示について		
ア 大括り表示を求める	<p>消費者が原料原産地表示を求めているのであれば、それに対応すべく取り組むべきであり、最低でも原料原産地が「国産」「外国産」などの大括りでの表示は不可欠である。(個人(農業))</p> <p>頻繁に原料切り替えがある場合への表示(大括り表示)については、食品メーカーとしては現実な対応策と考えます。(製造業団体)</p> <p>加工食品では同じ原材料であっても、産地の状況によっては頻繁に産地を変更することが当然ある。そうした場合、表示と異なる産地のものを使った場合、表示と実際が異なることになり、景品表示法上不当表示とされるおそれがある。実際、通信販売業界において、食品メーカー等が、表示していた原材料と異なる素材を使っていたため、通信販売会社に対して排除命令が出されたことがある。したがって、原料原産地については、大括り表示で十分であり、それ以上の詳細について表示させることはミスを誘発し不当表示となるケースを増加させることに繋がる。</p> <p>消費者が詳しい原料原産地情報を知りたいときはウェブサイト、電話を利用するなどしてメーカー等、小売事業者を確認できる方法を用意すれば足りるのではないか。(卸売・小売業団体)</p> <p>大括り表示が適切との評価は、今後、消費者の要望に応え原料原産地表示を拡大していく上での一歩前進であり妥当である。この場合の表記は、「国産」「外国産」とすることが適当である。(農業団体)</p> <p>現状の20食品群と4品目以外のものについても表示されることは評価できる。</p> <p>しかし、原材料の50%などの条件をつけることは管理が困難で、チェックも難しい。</p> <p>また、限られたスペースで表示できないのであれば、HP等での情報開示など別の手法を検討すべきと考える。(農業団体)</p> <p>・原材料の原産国やその割合が頻繁に変わる商品の原料原産地表示については、『国産』・『外国産』又は『輸入』といった「大括り表示」が妥当と考える。</p>	<p>消費者から表示の要望があり、要件Ⅰ及び要件Ⅱのいずれも満たしているものの、原料原産地の頻繁な切り替えのため国名表示が実行可能性のない品目に対しては、大括り表示による対応が可能であると考えております。</p>

<p>ただし、その場合でも「購入した商品にはどの国でつくられた原材料がつかわれているかまで知りたい」という消費者の要望に応えるためにも、どの国の原材料がどれくらいの割合で使われているのかは製造段階では判っているので、原材料情報を可能な限りをホームページ等で公開していく必要がある。このため、原材料情報を提供するホームページのアドレスを包装に表示する等、企業の努力を後押しする施策を検討する必要がある。(農業団体)</p>	
<p>大括り表示が適切との評価は、妥当と思われる。(農業団体)</p>	
<p>大括り表示を表示方法として導入することには条件付き賛成です。 (理由) 消費者にとってわかりやすい表示であり、ある程度の産地情報が得られる表示方法であると考えます。大括り表示として、外国産・輸入だけではなく、世界の地域の名称(ヨーロッパ産、アジア産、アフリカ産等)も認めていただければと思います。しかし、消費者にとって十分とはいえない情報であるため、消費者が国名を知りたいと思ったときに、事業者は消費者にその国名を提供できる体制を整える必要があると考えます。 また、原産地に日本と外国産が含まれている場合、(日本と外国産)と全世界となってしまう、消費者にとって全く無意味な表示になってしまいます。このため、外国産の表示は外国産のみを表示している場合限られると思います。(消費者団体)</p>	<p>国産原料と外国産原料をいずれも使用している場合は、「〇〇(国産、外国産)」等といった表示になることについて、報告書(案)に追記しました。この場合、事業者がウェブサイト等を通じて情報提供を行うことにより、補完することが可能と考えております。</p>
<p>「大括り表示を、導入することは適切であると考えられる。」の検討結果にも賛同いたします。国名の表示が望ましいですが、国産か外国産であるのかを知りたい消費者にとっては、有益な記載方法であると考えます。 ただし、国産と外国産との併用の場合における表示方法については、例えば「ごま(輸入、国産)」とする表示方法を思案いたしますが、この方法が一般消費者の選択に資する表示であるかどうか、判断いたしかねております。本件、様々なケースについて更なる検討が必要かと思慮いたします。(製造業)</p>	
<p>果実飲料に、あえて原料原産地表示の義務化を求める場合にあっては、本表示方法によらざるをえないものと考えます。 ただし、この場合であっても国産果汁100%あるいは輸入果汁100%使用の確実な製品を除き、国産果汁使用の用途確保を図るためにも「〇〇(外国産又は国産)」というような、加工性表示の意味合いを含めたフレキシブルな対応ができる表示としていただきたい。(製造業団体)</p>	
<p>「加工食品の原料原産地表示の方法性に係る報告書案」で結論付けられている「国産」「外国産」という大括り表示と併せて、平成20年7月に農林水産省が示した「原料原産地表示ガイドブック」の任意表示の方法による「りんご(青森県産)」などの生産地域の表示が一括表示の中などでも可能となるよう、その手法についての指導と周知徹底を要望する。(県)</p>	<p>農林水産省の推奨通知(平成20年3月)に添付されたQ&A及び「原料原産地表示ガイドブック(果実飲料関係)」(平成20年7月、農林水産省生産局)のとおり、任意で原料原産地表示を行う場合、「りんご(×</p>

<p>イ 大括り表示を求めない</p>	<p>当業界は100%中小零細企業です。包装袋を作成するのにもコストを考え、数年分を一挙に作成します。従って、自然によって作物のできふできに左右され、その都度、原料原産地表示を訂正する（大括り表示であっても）ことは経営に直接関係します。（製造業団体）</p> <p>原料原産地は非常に多岐に渡るため、国別表示は不可能。また、製品によっては原料入手も国内外を問わず行っているため大括り表示でも製造毎の変更が頻繁に起こりやすく、かえって誤表示になりかねない。（個人）</p> <p>加工食品における原料原産地表示については、以下の課題等があることから、一律に義務付けることは、慎重にご検討をいただきますようお願い致します。</p> <p>④ 表示「報告書案」の「Ⅱ 2. まとめ」において「大括り表示は頻繁に原材料の産地の切り替えが行われる加工食品にも対応でき、輸入中間加工品の原産国表示は、原料原産地情報が不明な場合でも対応できることから、～（中略）～、今後加工食品の原料原産地表示対象品目を拡大する場合の表示方法として、これらを導入することは適切と考えられる。」とされていますが、「大括り表示」、「輸入中間加工品の原産国表示」については、以下の課題があること。</p> <p>ア) 加工食品においては、一つの原材料について「国産」原料と「外国産（輸入）」原料との頻繁な切り替え、併用等が、通常行われている。その場合、表示は「輸入又は国産」もしくは「国産又は輸入」となり、現状では、「国産」の文字がはいることで、優良誤認となる恐れがあり、表示できないという問題があるため、「大括り表示」の実行可能性が担保できないこと。</p> <p>イ) 現在、原料原産地表示が義務付けられている20食品群等については、重量順の原料原産地（国名等）の表記である一方、20食品群等以外の加工食品については、「大括り表示」が導入されれば「国産」、「外国産（輸入）」の表記となり、20食品群等とそれ以外とで表示が多様化、複雑化し、消費者等の混乱を招く恐れがあること。</p> <p>ウ) 「外国産（輸入）」との表示では、消費者から「中国隠し」と受け取られ、かえって混乱を招く恐れがあること。</p> <p>エ) 「輸入中間加工品の原産国表示」についても、加工地を示した表示であり、中間加工品の原料原産地ではないため、消費者の混乱を招く恐れがあること。（製造業団体）</p> <p>容器包装への表示にはそもそも限られたスペースという物理的制約（個包装化、詰合せ商品の増加もある。）がある一方、消費者に対しては大きな文字で、分かり易い形で情報が正確に伝えられることが基本的に担保されなければならない。</p> <p>報告書案では「大括り表示の導入が適切」との結論を出されているようであるが、大括り表示については、1・短期間内での国産、外国産の切り替え、併用等への対応の困難性が依</p>	<p>×県産）」と一括表示欄に記載することは可能です。</p> <p>報告書（案）では、表示義務対象品目の追加に当たっては、消費者等からの提案があった品目に対し、原料原産地の差が製品の品質に影響するか、生産・加工の実態等を踏まえた上で表示の実行可能性があるか等について、消費者団体、事業者、学識経験者等が公開の場で検討するとともに、地方においても公開ヒアリングを実施したり、パブリックコメントを活用すること等により、幅広い関係者の意見を聴取して検討するという、これまで実施してきた透明性の高い検討プロセスの維持が必要であるとしています。</p> <p>具体的な品目に係る大括り表示の導入の検討に当たっては、御指摘のように、当該品目において国産原料と外国産原料を切り替えて使用することが一般的となっているか否かも考慮すべきと考えます。</p> <p>御指摘を踏まえ、大括り表示の適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要であることを報告書（案）に追記しました。</p>
---------------------	---	--

然として残ること。「国産又は外国産」といった表示方法もあるが、国産への優良誤認の恐れはないのか。2・「外国産（輸入）」表示のみでは、消費者のニーズに応えられず意味がないばかりでなく、かえって不信を招くのではないか。3・現行の20品目群等との整合性をどうとるのか、などの問題があると考えられる。（製造業団体）

今回の「報告書（案）」では、加工食品の原料原産地表示における問題の解消に繋がりうる表示方法として、「大括り表示」が適切であるとの方向性が示されております。「外国産」や「輸入」といった表示が可能になれば、原産国名の変更や複数原産国の使用重量順変更の度に原料原産地表示を変更する必要がなくなり、外国産原料のみを使用している場合は確かに有効であると思われまます。しかし、国産原料と外国産原料を併用している場合においては、原料事情等により国産と外国産の使用重量順が入れ替わることが考えられ、国名を表示する方法と同様の問題が生じることになり、結果的には現実的な対策にはならないと考えます。また、国産を含めた可能性表示は優良誤認に当たるという見解が公正取引委員会から出されており、原料原産地表示ができない加工食品が少なくないことをデメリットとして認識していただく必要があると考えます。（製造業団体）

『大括り表示』は以下のような矛盾、不合理性があり、必ずしもお客様の知りたい原産地情報になっていないと同時に、商品選択に資するとは言えません。

例えば大括り表示を当社商品で検証した結果、

原材料名表示 ○○（国産、外国産）、・・・

あるいは原材料名表示 ○○（外国産、国産）、・・・

という表示になるものが多く発生します。

仮に表示を実施する場合、同じ商品に複数の表示が存在することとなり、結果的にお客様にとって同じ商品であるかどうか不明瞭になる場合があると考えられます。たとえば、当社濃縮還元トマトジュースの場合、現在の設計上、

トマト（外国産、国産）、

トマト（国産、外国産）

の2つのパターンが発生します。

事業者としては、大括り表示であっても、同じ商品に複数の包材を準備することや、産地変更に伴う包材切替えの管理、産地表示違反の直罰化に伴い、仮に誤って表示してしまった際の処置コストなど、別の形でも必要な情報が提供出来ると考えられるものに余分なコストをかけることとなります。（製造業）

報告書（案）においては、「国産」、「外国産」と大括り表示が検討されておりますが、私ども業界で使用する原材料に関しては、「国産」と「外国産」の変更、併用等が行われており、仮に併用の場合「原材料名○○○（外国産、国産）又は（国産、外国産）」という表記となり、優良誤認となる恐れがある。

また、（外国産）表示では、消費者から「中国隠し」と受け取られ、かえって混乱を招く

恐れがある。

仮に、報告書(案)の考えに基づき実施する場合は、同一商品でも複数の包材を準備することや、産地変更に伴う包材切替等管理コストの増につながることであり、ひいては消費者の負担増につながることであり、(製造業団体)

「国産」・「外国産」又は「輸入」という大括り表示は、消費者が本当に知りたい事と一致してないと考えられる。また、大括り表示でも国産と外国産の量的変更により、表示変更が起こりうることから、原料原産地表示の実効性は乏しい。(製造業団体)

今回の「報告書(案)」では、加工食品の原料原産地表示における問題の解消につながる表示方法として、「大括り表示」が適切であるとの方向性が示されております。「外国産」や「輸入」といった表示が可能になれば、原産国名の変更や複数原産国の使用重量順変更の度に原料原産地表示を変更する必要がなくなり、外国産原料のみを使用している場合には確かに有効であると思われれます。しかし、国産原料と外国産原料を併用している場合においては、原料事情等により国産と外国産の使用重量順が入れ替わることが考えられ、国名を表示する方法と同様の問題が生じることになり、結果的には現実的な対策にはならないと考えます。また、国産を含めた可能性表示は優良誤認に当たるという見解が公正取引委員会から出されており、原料原産地表示ができない加工食品が少なくないことをデメリットとして認識していただく必要があると考えます。(製造業)

大括り表示は、輸入原料と国産原料を切り替えて使用したり混合使用した場合に「国産又は輸入」という表示となり、優良誤認の恐れがある可能性表示をしないと対応できません。従って、大括り表示は表示方法としては適切でないと考えます。(製造業)

- ・ 輸入と国産を併用する場合どうするか、報告書では表示例が示されていません。
- ・ 「輸入」原料と「国産」原料の切替又は併用がある場合、「輸入又は国産」又は「輸入及び国産」などの可能性表示でないと対応できないことがあります。
- ・ 消費者は、国名まで知りたがるのではないかと、特に中国隠しとの疑いを持つため、問合せが増え、事業者側の負担が増えることが考えられます。(製造業)

外国産原料を使用している商品であれば実行可能性は高くなる。しかし、ソーセージのように複数の原材料を使用し、季節により国産も混ざる場合があるので、外国産と表示することは適切な表現とならない。

また大部分の問合せ内容で中国産か否か特定の国が使用されているかどうかを確認したい消費者にとって中国隠しと受け取られ混乱を招く。(製造業)

要件Ⅰの選定基準では、原料の品質の差異が加工食品としての品質に大きく反映されるものとしており、原料原産地表示の拡大は加工度の低い食品が対象であると理解しています。

大括り表示は、加工食品の原料原産地表示対象品目を拡大する場合の表示方法として導入が適切とされていますが、起源農畜水産物原料の原産国ではないため、消費者の求める原産国の表示ではないと考えられます。(製造業)

	<p>では、食品メーカーとしては現実な対応策と考えます。(製造業団体)</p> <p>中間加工品の加工地表示が適切との評価は、妥当と思われる。(農業団体)</p> <p>中間加工品の加工地表示は原産地表示と混同してしまう可能性が高いため、〇〇加工(原産地は異なる、原産地は(一部)不明)等の注釈を表示すべき。(個人)</p> <p>輸入中間加工品の原産国表示は、加工国国名表示を、原料原産地が不明であれば原料原産地不明と表示させてください。</p> <p>正直にありのままに表示することによって、消費者は事業者等の食品加工に取り組む姿勢をありのままに知ることができ、食品選択に際し、大きな目安となります。(消費者団体)</p>	<p>入中間加工品の原料原産地情報の入手が困難な場合が多いことから、一定の大まかな情報を表示する方法として提案したものです。原料原産地情報が判明している場合は、消費者に対し積極的な情報提供を行うことが好ましいと考えております。</p>
<p>イ 輸入中間加工品の原産国表示を求めない</p>	<p>輸入中間加工品の原産国表示を表示方法として導入することには反対です。(理由)</p> <p>輸入中間加工品の原産国表示は本来の原料原産地表示ではありません。新たな表示方法は、本来の原料原産地表示に絞って論議すべきであり、加工地表示は対象から外すべきであると考えます。(消費者団体)</p> <p>輸入中間加工品の原産国表示は、消費者が本当に知りたい事と一致してないと考えられる。(製造業団体)</p> <p>輸入中間加工品の原産国表示は、加工国が原産地の原料を使用したと消費者が誤って認識する恐れがあることから、表示方法としては不適切と考えます。</p> <p>また、消費者が正しく認識した場合でも、中間加工品の原産国は消費者が望んでいる情報ではないと推測されます。(製造業)</p> <p>輸入中間加工品の原産国表示は、例えば「りんご果汁(ドイツ加工)」と記載しても、消費者は中間加工品の原料(りんご)の原産地がドイツであると認識する恐れがあることから、表示方法としては適切でないと考えます。</p> <p>また、消費者が正しく「りんご果汁がドイツで加工されたもの」と認識した場合でも、消費者が望んでいる情報は「りんご果汁の原料のりんごの原産地はどこか」であると推測されます。</p> <p>従って、輸入中間加工品の原産国表示は、表示方法としては適切でないと考えます。(製造業)</p> <p>要件Ⅰの選定基準では、原料の品質の差異が加工食品としての品質に大きく反映されるものとしており、原料原産地表示の拡大は加工度の低い食品が対象であると理解しています。</p> <p>輸入中間加工品の表示は、加工食品の原料原産地表示対象品目を拡大する場合の表示方法として導入が適切とされていますが、起源農畜水産物原料の原産国ではないため、消費者の求める原産国の表示ではないと考えられます。(製造業)</p>	<p>輸入中間加工品の原産国表示は、御指摘のとおり、輸入中間加工品の原料原産地表示そのものを表示するものではありませんが、国際的な商慣習等により、輸入中間加工品の原料原産地情報の入手が困難な場合が多いことから、一定の大まかな情報を表示する方法としてご提案したものです。</p> <p>輸入中間加工品の原産国表示の義務付け対象品目について検討する際に、当該品目の生産・加工の実態等を調査した上で判断していくことが必要だと考えております。輸入中間加工品の原産国の切り替え又は併用が一般的に行われているか否かも検討の対象になると考えております。</p> <p>なお、加工国が複数ある場合、実質的な変更が行われた国が、当該輸入中間加工品の原産国になります。</p>
<p>ウ その他</p>	<p>どの時点を「中間加工」と称するのかについての定義を明確にする必要があります。すなわち、果実飲料については、それぞれの果実の搾汁時なのか、あるいは原料用果汁としての輸入前のブレンドされたときなのか等についてです。</p>	<p>輸入中間加工品の原産国表示の義務付け対象品目は、コーデックス委員会による規格(※)においても、</p>

	<p>また、一つでも原材料の中間加工地を変更せざるを得ないことになれば、原料原産地表示の場合と同様、表示の変更に伴う容器の調達及び廃棄のためのコスト増が発生し、ひいては環境負荷を伴うこととなります。(製造業団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加工国が複数の場合、報告書では表示例が示されていません。 ・加工品の定義が明確でなく、「加工」などの表示は混らんを招く可能性があります。例えば、果実から果汁に加工した国とその果汁をブレンドした国が異なる場合、どちらの国名を記載するか等の混乱をします。 ・「加工国」の切替又は併用があるため、大括り表示と同じように加工国名は表示せず、「国外加工」等の表示でないと対応できないことがあります。 ・「国外加工」原料と「国内加工」原料の切替又は併用がある場合、「国外加工又は国内加工」又は「国外加工及び国内加工」などの可能性表示でないと対応できないことがあります。(製造業) 	<p>「ある食品が当該性質を変化させる加工を別の国で受ける場合、表示上は当該加工が施された国を原産国として表示しなければならない。」とされていることから、輸入中間加工品の原料原産地を求めることができないことを踏まえ、提案しています。</p> <p>(※) コーデックス委員会は、消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として設置された国際的な政府間機関であり、国際食品規格の作成等を行っています。</p>
④ その他		
ア 表示方法の提案	<p>ハム・ソーセージは加工度が高いため除外されていますが、加工度が高いからこそ消費者にはわかりにくいので、原産地を明らかにする必要があります。ただすべての情報を記載することは無理ですので、下記の最小限情報に限定すべきです。</p> <p>消費者が知りたいのは、原料肉の産地が「日本か日本でないか」の一点です。原産国がアメリカでも中国でも、何かの時には日本の主権が及ばないということを消費者は学習しました。ただ外国がデンマークなのかポーランドなのか、また、国産の場合、栃木なのか茨城なのかはあまり意味がないため、国名や都道府県表示の義務化は必要ありません。任意で表示すれば済む話です。</p> <p>そこで、(1) 一括表示には原料肉の後に「国内産」「外国産」「内外産(片方、両方、不明の場合も含む)」の3文字の3通りを義務表示とすること、(2) 外国名や都道府県名などはHPへの記載を任意表示とすること、これが消費者の最小限の要求に応える原料原産地表示方法です。(個人)</p>	<p>大括り表示による対応として検討します。</p>
イ 輸入中間加工品の原産国表示に関する疑問	<p>・輸入中間加工品の原産国表示に係る疑問点</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 異なる原産国の輸入中間加工品を頻繁に切り替えて使用する場合、「りんご果汁(外国加工)」等の表示は認められるのでしょうか？ (2) 原料原産地が不明である場合のみに「りんご果汁(ドイツ加工)」の表示が認められるのでしょうか？ 不明(正確な情報が入手できない場合)の定義とはどのようなものなのでしょうか？ 中国産りんごの使用(非限定又は限定)がわかっても認められる表示でのでしょうか？ (3) 輸入中間加工品の定義とはどのようなものなのでしょうか？国内の複数の工場段階的に加工された場合、輸入中間加工品が使用されていることを、すべての流通段階で判断 	<p>輸入中間加工品の原産国表示は、原料の原産地を明らかにすることができない輸入中間加工品への対応方法として検討したものです。この検討に当たり、輸入中間加工品の原産国に大括り表示は前提としていません。</p>

押し食べていきたいと考えます。ぜひとも、大きくりでなく、原産地を表示してください。そして、表示義務対象品目はすべての加工食品を対象としてください。製造メーカーの限界という現状を考慮しすぎては消費者の判断・選択する権利の向上にはつながりません。私たちが安心して食べ健康に生活できるような仕組みにしてください。(個人)

このたびの原料原産地表示の拡大は、消費者が食べるものについての情報を正しく得て、購入のときの判断材料にできるようになる、ということで大変評価しております。

しかし、大括り表示でよい、という結論を導いた考え方に納得がいきません。

そもそも、消費者が消費行動を行う際の判断に資するための表示の拡大ではないのでしょうか？それなのに「現状が全部表示するのは困難だから」という理由で多く大括り表示になるというのは考え方に矛盾があるのではないかと思います。

多くの消費者はたった一つの商品の原料の原産地がそれほど多岐にわたっているということ自体を知らないのではないのでしょうか？そのこと自体を知る権利があります。それを知った結果、購入するかしないかを決めるのは私たち消費者です。

大括り表示でよい、とするこのたびの結論はあまりに現状容認・現状対応型であって製造メーカーの現時点での力量にのみ配慮したものに思えてしまいます。しかしながら、消費者が正しく商品のことを理解することは、将来的には製造メーカーにとっても利益になることだと考えます。

原料原産地表示拡大の本来の趣旨に立ち返り、再度検討されることを強く望みます。(生活協同組合、個人)

一定含有割合を超え、原料の品質が加工品全体の品質を左右するものについては、「外国産」のみの表示ではなく、具体的に国名や地域名(原産地名)を表示すべき。その他の使用量が少ない原料についてもできる限り原産地を表示するように働きかけるべき。

もしくは、使用量が少ない原料については、QRコード等の活用によって携帯電話で手軽に情報を入手できるようにするなど、消費者がより多くの判断材料を得られるようにしてほしい。(個人)

③ 輸入中間加工品の原産国表示について

ア 輸入中間加工品の原産国表示を求める

「輸入中間加工品の原産国表示を、導入することは適切と考えられる。」の検討結果については、異論はないのですが、導入するにあたっては、より様々なケースを想定され、Q&Aによる解説を充実されたうえで導入を決定していただきたい。具体的には、まず先に大括り表示を導入・運用され、様々な意見・情報等を確認されたうえで、輸入中間加工品の原産国表示についての更なる検討を行うべきであると考えます。

理由として、輸入中間加工品が国内外の複数の工場で段階的に加工された場合の表示方法等について、製造者が苦慮すること及び、表示内容が消費者にわかりにくいものになる危険性が考えられます。(製造業)

原料原産地情報が確認できない場合の輸入中間加工品に対する表示(加工国表示)につい

輸入中間加工品の原産国表示を導入する場合は、事業者・消費者双方に対して、具体的な表示方法など制度の周知を十分に図るとともに、事業者には制度対応の準備のために必要な移行期間を設けることが必要と考えております。

なお、輸入中間加工品の原産国表示は、国際的な商慣習等により、輸

大括り表示については、優良誤認の恐れや中国等隠しと受け取られ、かえって混乱を招く恐れや各社に産地の問い合わせ増が懸念される。(製造業団体)

「国産」か「外国産」の大きくくり表示が提案されていますが、不十分と考えます。
東京都では消費生活条例改正により、JAS法を補強する形で、調理冷凍食品の原料原産地表示の義務化を開始しました。その表示方法に準じる形で、以下を採用すべきと考えます。

- ・大きくくりでなく、原産地を表示
- ・複数の国が原産地の場合、3カ国目以降は「〇〇、その他」の表記でも可
- ・煩雑な原産国の変更や包材における表示面積の限界などの場合は、ロット番号の記載とともに電話問い合わせやインターネットでの情報開示で補完

上記の方法であれば、共同会議での懸案事項である製造業者の対応可能性についても一定の猶予期間があればクリアできると考えます。(生活協同組合、消費者団体)

この度の加工食品の原料原産地表示の拡大は、多くの消費者が食品を選ぶ時の情報源として大変有効になり、国内自給率の向上へと意識が高まるものとして評価します。

しかし、「国産」か「外国産」の大括り表示が最終的に提案されていることについては、不十分と感じます。2008年に餃子事件を経験した時、国産か外国産かだけでなく、原産国まで追跡できることを望みました。その後、国産品が見直され、国内自給率の向上に消費者が大きく関心を持ったことも事実です。今回の加工食品の原料原産地表示については、原産国の表示をすることを望みます。それによって、消費者が加工食品の成り立ちに気づき、国内自給率について考える素材になることは間違いないと考えます。また、国内の多くの製造業者の国内での原料調達への誘因となり、国内産業の発展へとつながると考えます。現在、東京都で実施されている調理冷凍食品の原料原産地表示を採用されることを強く希望します。(生活協同組合)

そもそも、原料原産地が頻繁に変わる加工品の場合に安全性のトレースができていないのかという不安があり、消費者としては、「輸入」という大括りの表示では納得できるものではありません。特に、国内産を選ぶことができる場合は良いのですが、輸入でしか手に入らないものは、消費者が選択をするための情報とはなり得ません。表示の具体例としては、①頻繁に入れ替わりがない場合は、国名表示を基本とする(例えば上位3つまで)、②頻繁に入れかわる場合は大括り表示をすることも可能とする、など検討をお願いしたいと思います。(個人)

大きくくりの表示では消費者として安心して購入できません。(個人)

原産国名を明らかにしない大括り表示には反対です。(消費者団体)

加工食品の原料原産地表示の拡大がなされることは消費者として大いに歓迎します。しかし、現案ではまだ不足と考えます。昨今頻繁におきている食品事故、偽装事件から非常に不安を抱えています。私たち消費者は購入の際に何処の国々のものなのかを知り、その上で選択する権利があります。そして、国内自給力を少しでも高めるためにも出来る限り国産を選

御指摘を踏まえ、大括り表示の適用に当たっては、表示の意義、必要性も含め、十分な検討が必要であることを報告書(案)に追記しました。
原料の産地の頻繁な切り替えにより原料原産地の表示が困難な品目については、大括り表示に合わせ、事業者がより詳細な情報をウェブサイト等を通じて積極的に提供することも必要と考えております。